

大磯町農作物鳥獣被害対策補助金の手続きの流れ

補助金申請の際は、下記の手順で手続きをお願いします。

不明な点がある場合は、購入前に産業観光課まで御相談下さい。

1. 資材の購入・設置



湘南農協の補助金対象者の方は、湘南農協の補助金を申請



2. 補助金交付申請書の提出

※次の書類を添付

- (1) 農地の所有権や利用権が分かる書類
- (2) 有害鳥獣防除用資材を設置した農地の地番を記載した位置図
- (3) 有害鳥獣防除用資材を設置した農地の写真
- (4) 購入した有害鳥獣防除用資材の領収書等の写し又はそれに相当するもの
- (5) 購入した有害鳥獣防除用資材の内訳が分かる書類
- (6) 国、県、その他団体から補助金の交付を受けている場合は、その交付額が分かる書類（当該補助金の申請書の写し、入金分かる箇所の通帳コピー）
- (7) その他町長が必要と認める書類



3. 補助金交付決定通知兼確定通知書の受領



4. 補助金交付請求書の提出



5. 補助金が町から交付（口座振り込み）

※申請書、請求書の様式は、大磯町産業観光課で配布しています。

また、大磯町のホームページからもダウンロードできます。→→→→→

<https://www.town.oiso.kanagawa.jp/soshiki/sangyokankoubu/sangyo/tanto/nourinsuisan/choujyuugai/choujyuhigaitaisaku.html>

